

# 令和7年度ふくしま米販路拡大事業 業務委託仕様書（案）

## 1 事業目的

東日本大震災・原子力災害以降、県では県産農林水産物の風評払拭を図るため、本県産の安全性及び魅力の周知とともに、販路の回復・拡大に結びつく取組を一体的に展開してきた。その結果、農林水産物の販売価格については、一部の品目では震災前の状態に戻りつつあるものの、未だ震災前の水準に回復していない品目も見られる。

特に米については、小売店等での定番商品としての取り扱いが限定的で少ないなど、風評の影響が続いていることから、本事業により県外（特に首都圏、中京圏、関西圏）の飲食店、米穀店及び流通関係者へのアプローチを強化し、福島県産米の販売促進・販路拡大を図る。

## 2 委託業務の内容

### （1）米穀卸売業者や中食・外食事業者へのヒアリング

福島県産米（以下、「県産米」）の更なる販路拡大のため、米穀卸売業者や中食・外食事業者等における米の仕入状況や、県産米の取扱意向、求められる販促支援等に関するヒアリングを行うものとし、具体的な聞き取りの対象や内容、手法等について提案すること。

#### ア 調査項目

調査にあたっては、以下の調査項目を含むものとする。

- ・ 県産米の利用状況や選定基準
- ・ 県産米に対して消費者が重視するポイント
- ・ 県産米の取扱量や取扱品種、仕入方法等
- ・ 県産米の評価（味や品質等、他の産地と比較した際に競争力を感じるポイント等）
- ・ 県産米を扱う上での課題（物量、供給体制、価格競争力、物流コスト、安全性、消費者の評価、競合産地の存在等）、求める供給体制や取引条件
- ・ 県産米に対する安全性の認識や懸念事項
- ・ 県産米の販売を拡大するために必要な支援やインセンティブのあり方
- ・ 販売促進キャンペーンやプロモーションに対する意見

#### イ 調査分析

上記のヒアリング結果をまとめて分析し、県産米の評価や課題を明らかにすると共に、更なる取扱拡大に向けた効果的な販促施策等について提案すること。

### （2）「福島県産米応援店（仮称）」の運営に関すること

県産米の販路拡大や、流通事業者との継続的な関係強化を目的に、県産米を取り扱い、県産米の販売促進やPRに協力いただける小売店や飲食店等の流通事業者を登録募集する「福島県産米応援店（仮称）」（以下、「県産米応援店」）制度を開始し、事務局として運営すること。

## ア 県産米応援店制度の開始及び登録募集に関すること

- ・幅広い対象と継続的な関係を構築できるよう、上記（１）のヒアリング内容を踏まえ、流通事業者が参画しやすい手続とし、ニーズに合った魅力的な特典を企画するなど、効果的なスキームについて提案すること。
- ・県産米応援店の募集要領や申込書、制度の内容を周知する WEB ページ等を作成し、既設の「ふくしまの米 WEB サイト」(<https://fukushima-pride.com/fukushimanokome/>) に掲載すること。サーバー管理は別事業で委託するため、HTML データを県に納品すること。
- ・制度開始年となる令和 7 年度においては、これまでの事業を通して把握している首都圏・関西圏・中京圏の米穀小売店や首都圏の飲食店、また（１）のヒアリング先等に案内を送付するなどにより、登録を促進すること。

## イ 県産米応援店等の販売促進支援に関すること

### （ア）販促資材の提供

- ・県産米応援店等の販促支援を目的に、ポスター、のぼり、パンフレット等の販促資材を提供すること。なお、ポスター、のぼりの制作については、別事業で委託するため、本事業の対象外とする。
- ・パンフレットについては、既存の福島県産米紹介パンフレット「ふくしまの美味しいお米カタログ（A 5 サイズ、4 色 1 6 ページ）」の時点修正等を行い、データで納品すること（本委託事業では印刷を行わない）。

### （イ）広報支援

- ・県産米応援店の情報を取りまとめて、既設の「ふくしまの米 WEB サイト」に掲載し、広く周知すること。

### （ウ）米穀小売店等を対象とした販促企画

- ・販促キャンペーンや取扱特典等、県産米応援店等にとって取扱拡大の契機となるような企画を実施するものとし、訴求力の高い企画を提案すること。

### （エ）飲食店等を対象としたタイアップ企画

- ・県産米のタイアップフェア等、県産米応援店等にとって取扱拡大の契機となるような企画を実施するものとし、効果的な企画を提案すること。なお、実施店舗は 1 0 店舗以上とする。

## ウ 県産米応援店等の理解促進に関すること

### （ア）産地情報の提供

県産米応援店等の産地への関心を喚起し、理解を深めるため、産地情報（生育情報や生産状況、農業者の紹介等）を定期的に提供することとし、訴求力の高い企画や効率的な提供方法について提案すること。なお、産地情報の収集等に関しては、福島県米消費拡大推進会議と連携して行うこと。

### （イ）産地視察ツアー

- ・ 県産米応援店等を対象に、産地の気候・風土を体感し、生育状況や県オリジナル品種の特性等の理解を深めるツアーを1回以上実施するものとし、効果的な企画について提案すること。
- ・ 1回の参加者数は10名程度とすることとし、確保するための有効な募集方法とすること
- ・ 実施にあたっては、旅行業法に基づき、募集型企画旅行（県内全域）の催行可能な実施体制とし、バスや食事等のツアー手配、行程作成、募集、安全管理等ツアー催行にあたり、必要な業務を適切に実施すること。
- ・ ツアー全体を網羅したマニュアルを作成すること。

### （3）県産米情報サイトにおける発信に関すること

- ・ 既設の県産米情報サイト「ふくしまの米WEBサイト」において、時点修正や新着情報・産地情報（生育状況、気象経過、技術情報）の提供等を行うこと。
- ・ サーバー管理については別事業で委託するため、ページの更新にあたってはHTMLデータを県に納品すること。

### （4）その他

- ・ 福島県オリジナル水稲品種「福、笑い」の販売促進等については別事業となるため、「「福、笑い」ブランド化推進事業」の受託事業者と連携を図り、事業を実施すること。また、県産米の県内消費の拡大や県外認知の向上を図る「福島県米消費拡大推進会議」とも適宜、連携して、事業を実施すること。
- ・ 上記のほか、目的を達成するために必要な業務について、独自に提案をすること。

## 3 委託期間

契約の日から令和8年3月31日まで

## 4 成果品

- （1）実績報告書
- （2）その他、県が必要と認める書類

なお、各々の様式は、県、受託者が協議のうえ定めることとする。

## 5 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を指定する日までに提出しなければならない。

- （1）着手届
- （2）総括責任者通知書
- （3）再委託等に係る承認申請書（該当がある場合のみ提出）
- （4）完了届
- （5）その他、県が業務の確認に必要と認める書類

## 6 総括責任者

本事業に当たって、十分な経験を有する者を総括責任者として選任しなければならない。

なお、総括責任者は、本事業が終了したときは、その内容について厳密な照査検算を行い、錯誤等の修正を行わなければならない。

## 7 関係機関との協議

本事業の遂行上必要とする資料の収集に当たって関係機関との協力を得る場合は、あらかじめその趣旨を県に連絡したうえでこれを行うものとする。

## 8 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県、受託者が協議のうえ定めることとする。